

2026 年 8 月 28 日

各位

株式会社オーネックス
代表者名 代表取締役社長 木田 周太郎
(コード番号 5987)
問合せ先 執行役員管理本部長 中田 典男
(TEL. 046-285-3664)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について 2026 年 9 月 29 日開催予定の第 75 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に係る変更

当社はコーポレートガバナンスの強化を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の任期の変更並びに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

(2) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026 年 9 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2026 年 9 月 29 日 (予定)

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条(条文省略)	第 1 条～第 4 条(現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 11 条(条文省略)	第 5 条～第 11 条(現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会

現行定款	変更案
第 12 条～第 17 条(条文省略)	第 12 条～第 17 条(現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当会社の取締役は、11 名以内とする。 (新設)	第 19 条 当会社の取締役は、11 名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
第 21 条 (条文省略)	第 21 条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	第 22 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
<u>2 増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役社長 1</u>	3 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査</u>

現行定款	変更案
名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第 24 条～第 25 条(条文省略) (取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、<u>会</u>日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。 (新設)	<u>等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長、取締役会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第 24 条～第 25 条(現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、<u>開催</u>日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに<u>署名若しくは</u>記名押印<u>又は</u>電子署名する。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 条番号繰り下げ

現行定款	変更案
第 30 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当会社は、<u>社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第 33 条 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u> <u>(監査役の数)</u> 第 34 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> 第 35 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第 31 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除) 第 33 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の任期)</u> <u>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 40 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規則)</u> <u>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件</u> <u>に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第 34 条 当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>

現行定款	変更案
第 6 章 執行役員 (執行役員) 第 44 条(条文省略) 第 7 章 会計監査人 第 45 条～第 47 条(条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 8 章 計 算 第 49 条～第 52 条(条文省略) 附則 <u>1. 変更後定款第 13 条の変更にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> (新設)	監査役会規定削除に伴う繰り上げ 第 6 章 執行役員 (執行役員) 第 39 条(現行どおり) 第 7 章 会計監査人 第 40 条～第 42 条(現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 8 章 計 算 第 44 条～第 47 条(現行どおり) 附則 (削除) <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u> <u>1. 令和 8 年 6 月 30 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 43 条の定めるところによる。</u>

以上